

# 申告は正しくお早めに

## 納税は便利な口座振替を

市・県民税の申告や所得税の確定申告の期限は、3月15日(木)です。市・県民税は市役所の税務課で、所得税は信濃中野税務署で、それぞれ受け付けます。

所得があるのに申告しなかったり、期限後に申告したりすると、市・県民税に延滞金が加算されたり、所得税に加算税や延滞税が賦課される場合がありますので、ご注意ください。

申告が必要と思われる方には、申告書などをお送りしますが、今回新たに申告が必要な方は、市役所税務課に各種の申告用紙を用意していますので、ご利用ください。

### 申告相談を行います

- 申告相談受付時間 (各会場とも)  
午前9時～11時30分、午後1時～3時
- 持ち物  
①前年中の所得がわかるもの(源泉徴収票、営業や不動産所得の収支内訳書、農業所得の申告書控など) ②生命保険、損害保険、国民年金保険料等の払い込み証明書類 ③市・県民税申告書 ④印かん (各地区の日程は下表をご覧ください)

## 所得税の確定申告

平成18年分の所得税の確定申告は、信濃中野税務署で2月16日～3月15日まで受け付けています。申告期限間近になると混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。また、国税庁のホームページではパソコンで確定申告書が作成できるコーナーがありますのでご利用ください。国税庁のホームページは次のとおりです。

(http://www.nta.go.jp)

### 確定申告の必要がある方

- ①事業をしている場合や不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで平成18年中の所得の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除と定率減税額を差し引いて残額のある方。
- ②サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超える方。
- ③給与を一ヶ所から受けて

いて、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。 など  
申告時の持ち物 収入・支出金額の分かる書類(帳簿、領収書、請求書、伝票、預金通帳、棚卸表などを集計したもの)、源泉徴収票、生命保険・損害保険の支払証明書、印かん、前年の申告書など。  
国民年金保険料等を社会保険料控除する場合 国民年金保険料等を社会保険料控除する場合は、所得税の確定申告、市・県民

税の申告とともに、控除証明書の添付等をお願いします。  
納税は期限内に  
納期限は3月15日です。できるだけ早めに済ませましょう。口座振替は4月20日になりますので、残高を確認しておいてください。口座振替は手間が省け、納め忘れがなく大変便利です。ご利用ください。

所得税の問い合わせは信濃中野税務署【0269(22)3151】まで。  
税理士による無料相談  
次のとおり税理士による無料相談が行われます。  
①年金受給者・給与所得者の還付申告  
日時 2月7日(水) 午前9時30分～午後4時  
場所 次の各税理士事務所  
猪瀬康夫(秋津)☎2076  
飛澤茂(飯山)☎2335  
春日章吉(飯山)☎2335  
中澤茂樹(木島)☎2361  
樋口一男(飯山)☎3021

最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出かけください。事前連絡の受付時間は、午前9時30分～午後4時です。  
②所得税の確定申告  
日時 2月26日(月)・27日(火)・

## 市民税・県民税の申告

平成18年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方は、所得の多少にかかわらず3月15日までに申告してください。ただし、税務署から通知のあった方は、税務署指定の相談日に申告してください。

### 市・県民税の申告の必要のある方

- ①平成19年1月1日現在で飯山市に住所がある方、居住している方
- ②飯山市内に事務所、事業所、家屋敷がある方  
ただし、次に該当する方は申告の必要はありません。  
▽税務署へ所得税確定申告書提出する方  
▽収入が1カ所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」等が提出されている方

※2カ所以上から給与や年金をもらっている方や、「給与支払報告書」が提出されていない方、各控除を受けようとする方は申告が必要です。  
▽所得が全くなく、扶養親族になつている方  
申告書の受付・提出  
市では右ページのとおりに申告相談を行います。相談をご希望の方は、該当地区の指定日に会場へお越しください。郵送の場合は、必要事項を正しくはつぎりと記入し、押印の上、必要書類を添付して市役所税務課までお送りください。申告の問い合わせは市役所税務課(☎3111)までお願いします。

## 個人事業者の消費税の確定申告

消費税および地方消費税の確定申告書は3月末日までに信濃中野税務署へ提出します。また、その申告に係る税額を3月末日までに納付します(口座振替は4月26日)。消費税の問い合わせは、信濃中野税務署【0269(22)3151】まで。

## 申告相談の電話自動予約をご利用ください 予約専用電話番号 62-3300

2月13日 午前10時より 電話自動予約受付を開始します	手順	電話番号メッセージ	ダイヤル(プッシュ)する番号
	①	「こちらは、飯山市税務相談自動電話予約です。最初に『0』ゼロを“ピッ、ピッ”という発信音の後にダイヤルしてください。“ピッ、ピッ”」	発信音の後で、あなたの電話機の0をダイヤル。
	②	「予約は『1』、取り消しは『3』、確認は『5』をダイヤルしてください。“ピッ”」	予約は1をダイヤル。(3: 予約を取り消すとき。5: 予約を確認するとき)
	③	「あなたの電話番号をダイヤルしてください。“ピッ”」	あなたの自宅の電話番号をダイヤル。 62局3111番は623111
	④	「あなたの電話番号は62の3111です。よろしければ『1』、間違っている場合は『3』をダイヤルしてください。“ピッ”」	番号が正しいときは1をダイヤル。 (3: 番号が間違っているとき、もう一度6に戻ります)
	⑤	「予約希望の月日をダイヤルしてください。“ピッ”」	4けたでダイヤル。2月28日は0228、3月9日は0309
	⑥	「予約希望時間をダイヤルしてください。“ピッ” (予約時間は午前9時から午後3時30分まで、30分単位で受け付けます。)	24時間形式で4けたでダイヤル。午前9時の場合は0909、午後2時30分の場合は1430
	⑦	「予約は、〇月〇日〇時〇分になります。よろしければ『1』、時間が不都合なら『3』をダイヤルしてください。“ピッ” (予約がいっぱいときは、空いている最も近い時間帯になります。)	よろしければ1をダイヤル。 (時間を変えたいときはもう一度6に戻ります)
	⑧	「当日多少お待ちいただくこともあります。あらかじめご了承ください。ありがとうございました。これで、受け付けが完了します。」	最後まで聞いてから受話器を置いてください。

**電話自動予約システム**  
●2月13日の10時から申告相談の受付が電話で予約できます(24時間)。各相談日の前日の午後3時まで受け付けています。  
●相談日が月曜の場合は、前週の金曜日の午後3時までとなります。  
●利用方法は右のとおりです。また、市県民税の申告書と一緒にお送りした「市県民税申告の手引き」にも記載してあります。  
●電話予約は該当地区以外は受け付けできません。  
●3月14日、15日は予約できません。

## 申告相談の日程表

月日	会場	対象地区
2月19日(月)	柳原地区活性化センター	藤ノ木、山口、四ツ屋、上新田、大川、涌井、堰口、大平
20日(火)		小佐原、南条、笹川
21日(水)		戸那子、中組、富田、福島、関沢
22日(木)	瑞穂地区活性化センター	神戸、小菅、針田、笹沢、柏尾、北原
23日(金)		富倉地区活性化センター
26日(月)	秋津地区活性化センター	上組、中山根、伍位野、茂右工門新田、深沢、飯駒、荒船
27日(火)		大久保、中町、中町北部、北畑、秋津中央
28日(水)		常盤地区活性化センター
3月1日(木)	常盤地区活性化センター	大池、上水沢、下水沢、大塚、小泉、戸狩、戸狩新田、上野
2日(金)		岡山地区活性化センター
5日(月)		岡山地区活性化センター
6日(火)	太田地区活性化センター	小境、柳沢、五束、堀之内、北条、五荷、瀬木、三郷
7日(水)		木島地区活性化センター
8日(木)	外様地区活性化センター	山岸、其綿、吉、上新田、野坂田
9日(金)		安田、坂井、下木島、天神堂
12日(月)	飯山市公民館	外様地区全域
13日(火)		県町、新町、上町、栄町、鉄砲町、奈良沢、上倉、肴町
14日(水)	飯山市公民館	本町、福寿町、田町、北町、愛宕町、神明町、市ノ口、有尾、曙町、西山、分道、金山、斑尾、南新町、松倉
15日(木)		市内全域